

令和2年12月21日



2021年度分ベースロード取引市場(第3回オークション) に係る監視について

電力・ガス取引監視等委員会は、「ベースロード市場ガイドライン(以下「ガイドライン」という)」に基づき、ベースロード市場における取引についての 監視を行うこととされています。

今般、当委員会は、本年 11 月に日本卸電力取引所において実施されたベースロード取引市場 2021 年度分第3回オークションについて監視を行いましたので、その結果を報告します。また、2021年度分(第1回~第3回オークション)全体として傾向を分析した結果を取りまとめましたので公表します。

今後、当委員会は、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないかなど、受渡年度の状況について監視を行うこととしています。

〔1〕 第3回オークション結果の概要

第3回オークションの約定量及び約定価格は以下のとおりであった。

	約定量	約定価格	(2020 年 4 月 [~] 11 月) 基準エリアの 平均エリアプライス
北海道	2.6 MW	9.19 円/kWh	6.31 円/kWh
東日本	37.5 MW	7.40 円/kWh	5.89 円/kWh
西日本	72.3 MW	6.20 円/kWh	5.34 円/kWh

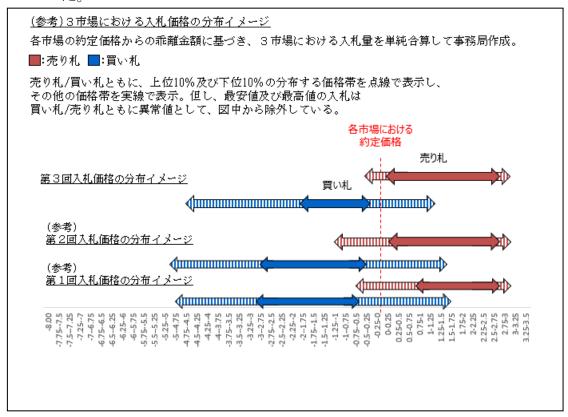
[2] 第3回オークションの監視結果

電力・ガス取引監視等委員会において、各大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、各事業者からその考え方等を聴取すること等により、ガイドラインに基づく取組がなされていたかどうか確認したところ、以下のとおりであった。

- ▶ 各大規模発電事業者のベースロード市場における供出量は、いずれもガイドラインで定める投入電力量を満たしており、問題となる事例は認められなかった。
- ▶ 各大規模発電事業者のベースロード市場における供出上限価格は、いずれもガイドラインに沿った方法で設定され、それ以下の価格で市場への供出を行っており、問題となる事例は認められなかった。

[3] 年間の結果総括

- ① 当年度オークション(2021年度分)について
 - ▶ オークション回数を重ねるにつれ、売り手と買い手の求める価格水準の 乖離は縮小する傾向にあった。
 - ▶ 売り手及び買い手にヒアリングを行ったところ、翌年のスポット市場価格や相対契約価格を想定し、それをベースとして入札したとの回答があった。



- ② 前年度(2020年度分)と当年度オークション(2021年度分)の比較
 - ▶ 約定価格は、対前年比で、いずれのエリアにおいても低下。
 - ▶ 約定量は、対前年比で東日本エリアで大きく減少し、西日本エリアでは微増。

【BL 市場の約定結果】

※上段が約定価格(円/kWh)、下段が約定量(MW)

	2020 年度分	2021 年度分	対前年比
北海道	12. 37 [~] 12. 47	8. 63 [~] 9. 19	▲ 3. 28 [~] ▲ 3. 74
	27.8MW	11.6MW	▲16.2MW
東日本	9. 40 [~] 9. 95	7. 40 [~] 7. 65	$\triangle 2.00^{\sim} \triangle 2.30$
	308.6MW	107.7MW	▲200.9MW
西日本	8. 47 [~] 8. 70	6. 06 [~] 6. 50	▲ 2. 20 [~] ▲ 2. 41
	197.9MW	212.8MW	+14.9MW

③ 買い入札事業者からのヒアリング結果

買い入札量が売り入札量を大きく下回っていたことから、買い入札に当たっての懸念事項について複数の事業者にヒアリングを行ったところ、以下のような意見が見られた。

【約定結果について】

- ▶ 約定量は少ないが、約定価格は、オークション以降の相対契約交渉時の 指標として有用である。
- ▶ 約定価格は、全体的に昨年と比べ安くはなっているが、北海道エリア及び東日本エリアは依然として高く割高感がある。他方で、西日本エリアは妥当な価格水準になってきている。

【JEPX への預託金について】

- ▶ 年間約定総額の3%は高い。
- ➤ 約定日の翌日から最長で 21 ヶ月間預託金として拘束されるため拘束期間 が長い。また、継続して BL 市場から調達する場合、当年度受け渡し分と 翌年度受け渡し分の預託金で重複期間も発生するため、預託金の負担が 大きい。

【開催時期について】

- ▶ 開催時期を後ろ倒しにして欲しい。
 - ・翌期の相対契約の交渉が本格化するのは12月~2月頃であることから、 初回オークションが7月というのは早い。
 - ・開催時期を受渡年度に近づけることで、考慮される燃料費の価格変動の リスクプレミアムが小さくなり、売り手と買い手の価格水準の乖離が小 さくなるのではないか。
- ▶ 前年度の早い時期に一定の数量・価格を固定できることはメリットと考えており、調達のポートフォリオの一つの手段になり得る。

[4] 今後の対応

電力・ガス取引監視等委員会では、ガイドラインに基づき、今後以下の監視を 進めることとしている。

- ① 受渡年度の実績が確定した後、大規模発電事業者の実績発電コスト・実績 発電量と想定発電コスト・想定発電量とを比較するなどにより、各社が設定 した供出上限価格が妥当であったか確認する。
- ② 受渡年度の大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないか確認を行う。

その確認にあたっては、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売平 均料金を参照する。

大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門の受渡年度における小売取引において、以下のようなものがあった場合には、ベースロード市場へ供出した価格との整合性をヒアリング等を通じて確かめる。

- ▶ 公共入札の結果、落札価格がベースロード市場への供出価格を下回るような取引
- ▶ 小売市場重点モニタリングの調査の対象となった取引

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先) 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課長 遠藤

> 担当者:宮嶋、水町、佐々木、新井、飯沼 電 話:03-3501-1552(直通)

> > 03-3501-1568(FAX)